

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設みどりの杜において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

記

【加算】所定疾患施設療養費（Ⅱ）

【実績】2025 年度 所定疾患施設療養費 算定人数および日数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	1	4	3	2	2	3	2	0	0	3	2	1	23
肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	1	4	2	1	1	3	2	0	0	2	2	1	19
带状疱疹	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
蜂窩織炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全の憎悪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	5	21	11	5	10	10	9	0	0	15	4	1	91

【疾患別の主な治療内容】

尿路感染	検尿・採血検査・点滴・内服など
带状疱疹	点滴・内服・軟膏塗布など

【算定条件】

- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

以上